

I 介護労働者全体（訪問・施設）に共通する事項

介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント



はじめに

(1) 労働条件の明示について

Point 1 労働条件は書面で明示しましょう



► 労働基準法第15条

労働者を雇い入れた時には、賃金・労働時間等の労働条件を書面により明示しなければいけません。（労働者が希望した場合には、①ファクシミリの送信、②電子メール等の送信（当該労働者が該電子メール等の記録を作成することができるものに限る。）により明示することができます。）

明示すべき労働条件の内容

書面で明示すべき労働条件の内容

- ・労働契約の期間（期間の定めの有無、定めがある場合はその期間）
- ・更新の基準（Point 2 参照）
- ・就業の場所・從事する業務の内容
- ・労働時間に関する事項（始業・終業時刻、時間外労働の有無、休息、休日、休暇等）
- ・賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
- ・退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

- ・昇給に関する事項
- ・賃金手当（賃給に支払われる賃金、賞与、労働者に食糧・作業用品、安全衛生、労働訓練、災害に際して定めた場合）
- ・労働条件の内容（パートタイム・有期雇用労働者に対し明示すべき労働条件の内容（パートタイム・有期雇用労働））
- ・昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、相談窓口

○ 労働日（労働すべき日）や始業・終業時刻など下記①～③が月ごとに明示される場合の明示方法

勤務表により特定される労働条件

- ① 就業の場所及び従事すべき業務
- ② 労働日並びにその始業及び終業の時刻
- ③ 休憩時間

6か月契約、1年契約などの期間の定めのある契約（有期労働契約）を結ぶ場合には、契約更新の都度、労働条件の明示（書面の交付）が必要です。

上記以外の場面においても、労働契約の内容について、できる限り書面で確認しましょう。（労働契約法 第4条第2項）

・パートタイム・有期雇用労働法（令和2年4月施行（中小企業は令和3年4月から適用））については、パート・有期労働ポータルサイト（<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>）を確認してください。

Point 2 契約の更新に関する事項も明示しましょう

► 労働基準法施行規則第55条

労働者と有期労働契約を締結する場合には、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」についても書面の交付によって明示しなければなりません。

- | | |
|---|--|
| (1) 更新の有無の明示
（具体的な例）
・自動的に更新する
・更新する場合があり得る
・契約の更新はない
など | (2) 更新の基準の明示
（具体的な例）
・契約期間満了後の業務量により判断する
・労働者の勤務成績、態度により判断する
・会社の経営状況により判断する
など |
|---|--|

※ 有期労働契約の更新をしないことが明かなる場合は、更新の基準の明示義務はありません。

このパンフレットの対象

このパンフレットでは、介護労働者の労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをわかりやすく解説したもののです。
介護労働者を使用される事業者の方々をして介護事業に携わる皆様には、このパンフレットをご活用いただき、介護労働者の労働条件の確保・改善に取り組んでいただきますようお願いします。

また、これら介護労働者を使用する事業場におかれでは、介護労働者以外の労働者につきましても、同様に労働条件の確保・改善を図っていただくようお願いします。

- | | | | |
|----------------------------------|--|---|---|
| ① 有期労働契約について、3つのルールがあります。（労働契約法） | ② 無期労働契約への転換：有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できます。 | ③ 「雇止め法理」の法定化：一定の場合は、使用者による雇止めが認められないこととなる最高裁で確立した判例上のルールが法律に規定されました。 | ④ 不合理的な労働条件の禁止：有期労働労働者と無期労働労働者の間で、期間の定めがあることによって、不合理に労働条件を相違させることは禁止されています。 |
|----------------------------------|--|---|---|

(2) 就業規則について

(3) 労働時間について

Point 1 就業規則を作成し、届け出ましょう ➤ 労働基準法第89条

- 常時 10 人以上の労働者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- また、就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署長に届け出してください。
- 「10 人以上の労働者」には、介護労働者はもちろん、次の労働者の方も含まれます。
 - 事業職員 管理栄養士等、介護労働者以外の労働者
 - 短時間労働者、有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者



就業規則は、非正規労働者も含め、事業場で働くすべての労働者に適用されるものでなければなりません。

○ 全労働者の就業規則とパートタイム労働者用の就業規則を作成する

などにより、すべての労働者についての就業規則を作成してください。

就業規則に規定すべき事項

必ず規定すべき事項

- 労働時間に関する事項(始業・終業時刻、休憩・休日、休暇等)
- 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の統計
- 支払の時期、賃給に関する事項
- 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

Point 2 適正な内容の就業規則を作成しましょう ➤ 労働基準法第92条

就業規則の内容は、法令等に反してはなりません。

また、就業規則を作成しているのに、その内容が実際の就労実態と合致していない例がみられます。このような状況にあっては、労働条件が不明確になり、労働条件をめぐるトラブルにもつながりかねません。労働者の就労実態に即した内容の就業規則を作成してください。

使用者が、就業規則の変更によって労働条件を変更する場合には、次のことが必要です。(労働契約法第10条)

① その変更が、次の事項などに照らして合理的であること。

② 労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況

③ 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

Point 3 就業規則を労働者に周知しましょう ➤ 労働基準法第106条

作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。

- 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること
- 書面を労働者に交付すること
- 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常に確認できるパソコン等の機器を設置すること

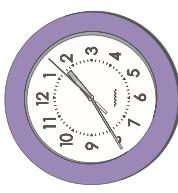
労働者からの請求があった場合に就業規則を見せるなど、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できない方法では、「周知」になりませんので注意してください。

Point 1 労働時間の適正な取扱いを徹底しましよう ➤ 労働基準法第32条など

- 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- 特に、次のような時間について、労働時間として取り扱っていない例がみられますが、労働時間として適正に把握、管理する必要がありますので留意してください。

 - 交替制勤務における引継ぎ時間
 - 業務報告書等の作成時間
 - 利用者へのサービスに係る打ち合わせ、会議等の時間
 - 使用者の指揮命令に基づく施設行事等の時間とその準備時間
 - 研修時間

研修時間については、使用者の明示的な指示に基いて行われる場合は、労働時間に該当します。
また、使用者の明示的な指示がなければなりません。
研修を受講しない場合であっても、研修内容と業務との関連性が強く、それに参加しないことにより本人の業務に具体的な取扱いがあるときや、研修内容と業務との関連性が強く、それに取扱いがあるときなどは、労働時間に該当します。



※ 訪問介護労働者特有の移動時間等については、
II Point 3 (P.14) 参照

Point 1により労働時間の判断を適正に行い、
Point 2によりこれらを適正に把握してください。

Point 2 労働時間を適正に把握しましよう ➤ 労働基準法第32条 労働時間の適正化対策のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン

- 「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日付け基準第3号)の主な内容
- 「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日付け基準第3号)に基づき、適正に労働時間を把握してください。

- 使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること
- 自己申告制による労働時間の確認・記録に当たっては、原則として
 - ① 使用者が、自ら確認して、
 - ② タイムカード等の客観的な記録を基礎として、確認・記録すること
- 「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日付け基準第3号)に基づき、適正に労働時間を把握してください。
- 使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること
- 自己申告制による労働時間の確認・記録に当たっては、原則として
 - ① 適正な自己申告等について労働者に十分説明する、
 - ② 自己申告と実際の労働時間とが合致しているか必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること



(4) 休憩・休日について



Point 3 変形労働時間制等は正しく運用しましょう

► 労働基準法第32条の2、第32条の4ほか

- 1年単位の変形労働時間制※1を採用する場合には
 - 労使協定を適切に締結し、労働基準監督署長に届け出ましょう。※2
 - また、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。
- ※1 1年内の期間を平均して週40時間達成する方法です。
- ※2 対象期間ごとに労使協定の締結・届出が必要です。
- 1か月単位の変形労働時間制※3を採用する場合には
 - 労使協定※4、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。
 - 各日の勤務割合は、変形期間の開始前までに具体的に特定してください。
- ※3 1か月以内の期間を平均して週40時間達成する方法です。
- ※4 この労使協定は労働基準監督署長への届出が必要です。
- 他の労働時間制度を採用する場合にも、法定の要件に基づき正しく運用してください。

Point 4 36協定を締結・届出しましょう

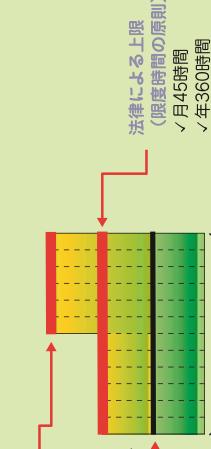
► 労働基準法第36条

- 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、原則として月45時間・年360時間（対象期間が3か月）を超過する1年単位の変形労働時間制の労働者には、月42時間・年320時間）です。
- 劳動基準監督署長に届ける必要があります。
- 時間が外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ことができるますが、その場合は、
- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- としなければなりません。
- なお、いすれの場合においても、以下のを守らなければなりません。

時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満

- ・時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」がすべて1月当たり80時間以内
- ・複数月平均80時間＊
- ・月100時間未満＊

法律による上限
(特別条項/年6か月まで)



1年間 = 12か月

Point 5 時間外労働等は、36協定の範囲内にしましょう

► 労働基準法第32条、第36条

時間外労働・休日労働を行わせる場合には、Point4で締結した36協定の範囲内でなければなりません。

Point 1 休憩は確実に取得できるようにしましょう

► 労働基準法第34条

- 労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩が、労働時間の途中に必要です。
- 休憩は、労働者の自由を利用されなければなりません。
- 特に、次のような例がみられることから、夜間時間帯や利用者の食事時間帯においても、休憩が確保できようが確実に取得できるよう徹底してください。
- 代替要員の不足等から夜勤時間帯の休憩が確保されていない例
- 正午～午後1時などの所定の休憩時間に利用者の食事介助等を行う必要が生じ、休憩が確保されていない例

Point 2 夜間労働者等の法定休日を確保しましょう

► 労働基準法第35条

- 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えることとも認められます。（4週間を通じ4日の休日を与えることも認められます。）
- この「休日」とは、単に連続24時間の休業を指すのではなく、原則として暦日（午前0時から午後12時まで）の休業をいいます。
- したがって、いわゆる「夜勤明け」の日は、法定休日に該当しませんので注意してください。

● シフト表の例と法定休日の考え方

例) 早出 6:00～15:00 普通 14:00～23:00 夜勤 22:00～翌7:00 (休憩各1時間)

氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
Aさん	早	早	早	早	早	早	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	
Bさん	遅	遅	遅	遅	遅	遅	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	

赤色の日については、暦日（午前0時から午後12時まで）としての休業が確保されておらず、「法定休日」と評価することができません。

青色の日については、暦日（午前0時から午後12時まで）としての休業が確保され、「法定休日」と評価することができます。

- AさんとBさんのシフトは、月28日にに対してどちらも20日出勤であり、週40時間はクリアしていますが…
- Aさんのシフトは、法定休日も4週に4日以上あり、労働基準法上の問題はありません。
- Bさんのシフトは、法定休日と評価できる日が4週に2日しかなく、法定の日数を下回っています。
- Bさんのシフトについては、改善が必要です。

(5) 賃金について

Point 1 労働時間に応じた賃金を、適正に支払いましょう

◆ 労働基準法第24条

- 賃金は、いかなる労働時間にあっても支払わなければなりません。
- 労働時間に応じた賃金の算定を行う場合は、交替制勤務における引継ぎ時間、業務報告書の作成時間等、介護サービスに直接從事した時間以外の労働時間も、通算した時間数に応じた算定をしてください。※ I (3) Point 1 (P.4)、II Point3(P.14) 参照

○ 賃金の算定の基礎となる労働時間

I (3) Point (P.4)の引継ぎ時間、業務報告書等の作成時間、会議等の時間、研修時間等、II Point3 (P.14・15)の移動時間、待機時間等、介護サービスに直接從事した時間以外の労働時間
直接従事する時間

この労働時間に応じ賃金を算定

また、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合には、休業手当を適正に支払わなければなりません。※ II Point 2 参照

Point 2 時間外・深夜割増賃金を支払いましょう

◆ 労働基準法第37条

- 時間外労働に対する割増賃金を支払わなければなりません。
※ 1か月に60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は50%以上です（中小企業については、2023年3月31日まで適用が猶予されています。）。
- 深夜業（午後10時から午前5時までの労働）に対しては、25%以上の割増賃金を支払わなければなりません。
- 休日労働に対しては、35%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

Point 3 最低賃金以上の賃金を支払いましょう

◆ 最低賃金法第4条

- 賃金は、地域別最低賃金以上の金額を支払わなければなりません。
- 地域別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内のすべての労働者に対して適用される最低賃金として、都道府県ごとに定められています。

○ 支払う賃金と最低賃金との比較方法

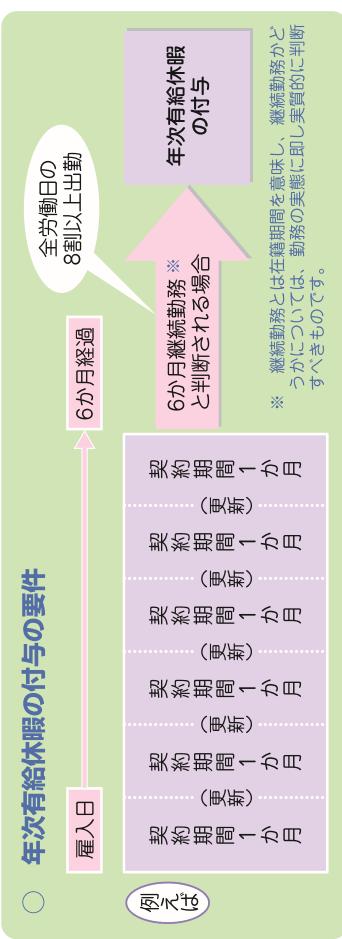
時間によって、都道府県ごとに定められた賃金
÷
日、週、月等によつて定められた賃金
当該期間における
所定労働時間数
(日、週、月によつて定められた賃金
それが異なる場合には、それ
ぞれの賃金
平均所定労働時間数)

(6) 年次有給休暇について

Point 1 非正規雇用労働者にも年次有給休暇を付与しましよう

◆ 労働基準法第39条

- 非正規雇用労働者も含め、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、年次有給休暇を与えないわけにはなりません。



- 所定労働日数が少ない労働者に対しては、所定労働日数に応じた年次有給休暇を与える必要があります。

○ 年次有給休暇の日数

週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入日から起算した継続勤務期間ごとの年次有給休暇日数
30時間以上		6か月	1年 6か月 5年 6か月 6か月 6年6か月以上
	5日以上	217日以上	10日 11日 12日 14日 16日 18日 20日
30時間未満	4日	169日から 216日まで	7日 8日 9日 10日 12日 13日 15日
	3日	121日から 168日まで	5日 6日 8日 9日 10日 11日
	2日	73日から 120日まで	3日 4日 5日 6日 7日
	1日	48日から 72日まで	1日 2日 2日 3日 3日 3日

※ 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

○ 予定されている今後1年間の所定労働日数を算出し難い場合の取扱い

年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日（年次有給休暇付与日）において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数です。
ただし、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えありません。したがって、例えば、雇入れの日から起算して6か月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、過去6か月の労働日数の実績を2倍したものと「1年間の所定労働日数」とみなして判断して差し支えありません。

- 労使協定により、年次有給休暇について、5日の範囲内で時間を単位として与えることができます。
- 法定の年次有給休暇が10日以上付与される労働者について、年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられました（対象労働者には、管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。）。
- 労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、5年間（当分の間は3年間）保存する必要があります。

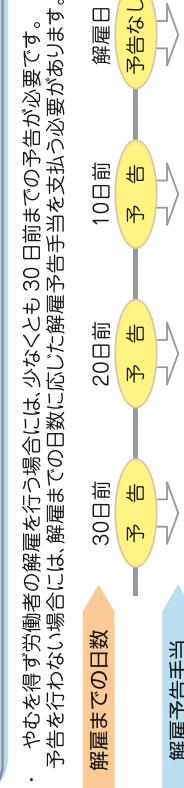
(8) 労働者名簿、賃金台帳について

Point 2 年次有給休暇の取得を抑制する不利益取扱いはしないようにしましょう

- 年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他の不利益な取扱いをしてはいけません。
- 例えば、精皆勤手当や賞与の額の算定に際して、年次有給休暇を取得した日を欠勤として取り扱うことには、不利益取扱いとして禁止されます。

(7) 解雇・雇止めについて

Point 1 解雇・雇止めを行う場合は、予告等の手続を取りましょう



- 有期労働契約※を更新しない場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。
※ 3回以上更新しているか、1年を超えて継続して雇用されている労働者に係るものに限り、あらかじめ更新しない旨明示しているものを除きます。
- 実質的に期間の定めのない契約と変わらないといふ場合や、雇用の継続を期待することが合理的であると考えられる場合、使用者が雇止めをすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないとき」は、雇止めが認められません。從来と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。
- 労働者から請求があった場合には、解雇・雇止めの理由等について、証明書を交付する必要があります。

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」 (平成15年厚生労働省告示第357号)について

有期労働契約については、契約更新の繰り返しにより、一定期間雇用を継続したにもかかわらず、突然、契約更新をせずに期間満了をもって退職させるなどの、いわゆる「雇止め」をめぐるトラブルが大きな問題となっています。この基準は、このようなトラブルの防止を図るため、労働基準法第14条第2項に基づき、使用者が講ずべき措置について定めたものです。

Point 2 解雇について労働契約法の規定を守りましょう

◆ 労働契約法第16条、第17条第1項

- 期間の定めのない労働契約の場合
 - 労働契約法の規定により、権利の濫用に当たる解雇は無効となります。
- 期間の定めのある労働契約（有期労働契約）の場合
 - 労働者と有期労働契約を締結している場合には、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇することはできません。期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

Point 1 労働者名簿、賃金台帳を作成、保存しましょう

- 労働者の労務管理を適切に行うため、労働者名簿を作成し、労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等を記入しなければなりません。
- また、賃金台帳を作成し、労働者の氏名、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給等を賃金の支払の都度記入しなければなりません。
- これらは労働関係に関する重要な書類ですので、それぞれ5年間（当分の間は3年間）保存してください。

	労働者名簿	賃金台帳
記載事項	労働者の氏名、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等	労働者の氏名、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額等
保存期間	労働者の退職等の日のから5年間 (当分の間は3年間)	最後の記入をした日又は当該賃金台帳に係る最後の賃金支払期日のいすれかが遅い日から5年間（当分の間は3年間）

(9) 安全衛生の確保について

Point 1 衛生管理体制を整備しましょう

- 労働安全衛生法第12条、第12条の2、第13条、第18条ほかやむを得ず労働者の解雇を行う場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。
- 予告を行わない場合には、解雇までの日数に応じた解雇予告手当を支払う必要があります。
- 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者や産業医を選任し、また、衛生委員会を設置する必要があります。
- 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、衛生推進者を選任する必要があります。
- これらの衛生管理体制を整備し、労働者の健康障害の防止、健康の保持増進、労働災害の防止などを図りましょう。

Point 2 健康診断を確実に実施しましょう

- 労働安全衛生法第66条、第66条の4、労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第51条の2ほか
- 定期に健康診断を実施しなければなりません。
- 短時間労働者であっても、下記①②のいずれにも該当する場合は「常時使用する労働者」として健診診断が必要です。
- ① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用され、又は使用されることが予定されている者
 - 雇入れの際 1年内ごとに1回 ※
 - 深夜業等の特定業務に常時従事する者については、6ヶ月以内ごとに1回
- ※ 6ヶ月以内ごとに1回

- ・ 非正規労働者も含め、常時使用する労働者に対する健診診断が必要です。
- ・ ② 週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の4分の3以上である者
 - ・ なお、健康診断の実施は法で定められたものですので、その実施に要した費用についても、事業者が負担すべきものです。
 - ・ 健康診断の結果で異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聽かなければなりません。

(10) 労働保険について

Point 3 ストレスチェックを実施しましよう

◆労働安全衛生法第66条の10、労働安全衛生規則第52条の9ほか

- ・常時50人以上の労働者を使用する事業場では、常時使用する労働者に対し、1年内に1回、定期的にストレスチェックを実施する必要があります。
- ・ストレスチェックの結果、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出がある場合は、医師に依頼して面接指導を実施し、その医師の意見を聞き、必要な措置を講じる必要があります。
- ・ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析してもらい、その結果を踏まえて、労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講じましょう。

Point 4 過重労働による健康障害を防止しましよう

- ◆過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置、労働安全衛生法第66条の8ほか
- ・「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」に基づき、過重労働による健康障害防止措置を講じてください。

「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」

- (平成18年3月17日付け基発第0317008号、令和2年4月改正)の主な内容
- ・時間外・休日労働の削減
 - 36協定は、限度基準(3)Point4参照)に適合したものとしてください。
 - 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めてください。
 - ・労働者の健康増進に係る80時間を超える労働の蓄積が認められる(申請をした)労働者などに対して、医師等による面接指導等を実施してください。

Point 5 労働災害の防止に努めましょう

- ・労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、常に労働災害の防止に努めましょう。特に、災害が多発している腰痛災害や転倒災害の防止に取り組んでください。
- ・以下のガイドライン等を踏まえた災害防止対策を講じましょう。
 - 社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KY活動～
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html>)
 - 職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110454_00003.html)
 - 看護・介護作業による腰痛を予防します。
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html>)
 - 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>)
 - STOP転倒災害プロジェクト
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>)
 - ノロウイルスに関するQ&A
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuuchu/kankri_yobou/040204-1.html)
- ・労働者に対しては、雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育を実施しなければなりません。安全衛生教育の実施に当たっては、業務の実態を踏まえ、上記災害の原因、その防止等に関する項目を盛り込むよう配意しましょう。

Point 1 労働保険の手続を取りましょう

- ・労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険の総称です。
- ・介護労働者を含めた労働者を一人でも雇っているれば、その事業場は労働保険の適用事業場となりますので、労働保険の手続を取る必要があります。

労働保険

労災保険とは

- 労災保険とは、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷等を被った場合等に、被災した労働者や家族を保護するため必要な保険給付等を行うものです。

雇用保険とは

- 雇用保険とは、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るために、再就職を促進するために必要な給付等を行うものです。

雇用保険の対象となる労働者

- 次のいずれにも該当する労働者が、原則として雇用保険の対象となります。
- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - ② 31日以上の雇用見込みがあること



II 訪問介護労働者に関する事項

○ 訪問介護労働者と労働基準法

- このパンフレットでいう「訪問介護労働者」は、訪問介護事業に使用される者であって、介護保険法に定める訪問介護員に從事する訪問介護員又は介護福祉士・老人・障害者等の居宅において、入浴・食事等の介護やその他の日常生活上の世話をを行う業務に從事する労働者を指します。

事業場の中では、これらの方について、委託、委任、あるいは登録型などの呼称が用いられていますが、そのような場合でも、労働者に該当する場合は、労働者に該当する訪問介護員等の実態に即し総合的に判断する場合、労働者に該当する場合には労働基準法が適用されます。なお、介護保険法に基づく訪問介護の業務に従事する訪問介護員等については、一般的には使用者の指揮監督等の実態に該当する場合には労働基準法が適用されます。

「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」 (平成16年8月27日付け基発第0827001号)について

訪問介護労働者については、その多くが通常単独で利用者宅を訪問し介護するため、使用者が労働者を直接に指揮しその勤務状況を把握する機会が限られるなどの勤務実態があることなどから、賞金、労働時間等に係る法定労働条件が適正に確保されていない状況がみられたたため、厚生労働省においては、平成16年に標準の通達を発出し、訪問介護労働者に係る労働基準法等関係法令の適用について取りまとめたところです。(参考資料1(P.16)参照)

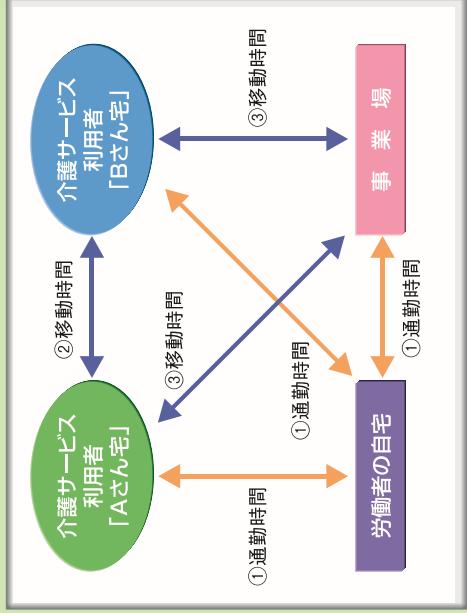
この通達の内容はこのパンフレットにも盛り込まれていますが、そのうち移動時間の取扱い(Point3 (P.14)参照)等については、現在もなお一部に問題が認められるところです。

訪問介護に携わる皆様には、このパンフレット等をご活用いただき、訪問介護労働者の法定労働条件を適正に確保されるようお願いします。

Point 3 移動時間として適正に把握しましょう ◆ 労働基準法第32条ほか

- 労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。
- 移動時間、待機時間等についても、以下のような場合には労働時間に該当し、使用者は適正にこれを把握、管理する必要があります。※ I (3) Point 1 (P.4) 参照

○ 移動時間の考え方



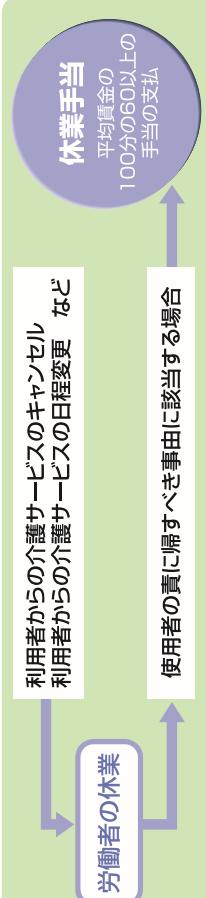
具体的には、指揮監督の実態により判断するものであり、例えば②又は③の移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には、労働時間に該当するものと考えられます。

Point 1 訪問介護労働者にも就業規則を周知しましょう ◆ 労働基準法第106条

就業規則は労働者に周知する必要がありますが(I (2) Point 3 (P.3) 参照)事業場に赴く機会の少ない訪問介護労働者については、書面を交付することによる方法で周知することが望ましいものです。

Point 2 休業手当を適正に支払いましょう ◆ 労働基準法第26条

- 使用者の責に帰すべき事由により、労働者を休業させた場合には、使用者は休業手当として平均賃金の100分の60以上の手当を支払なければなりません。※ I (5) Point 1 (P.7) 参照
- 利用者からのキャンセル、利用時間帯の変更を理由として労働者を休業させる場合には、他の利用者宅での勤務等、その労働者に代替業務を行わせる可能性等を含めて判断し、使用者として行うべき最善の努力を尽くしたと認められない場合には、休業手当の支払が必要です。



このケースでは、Aさん宅での介護サービス開始時刻から、Bさん宅での介護サービス終了時刻までの時間のうち、休憩時間を除いたものが労働時間となります。

訪問介護労働者の法定労働条件の確保について

平成16年8月27日付け基発第0827001号

ケースB	自宅からAさん宅へ直行 Aさん宅で介護サービス	日さん宅へ移動 空き時間	Bさん宅での介護サービス	自宅へ直帰
このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間、Bさん宅への移動時間及びBさん宅での介護サービス提供時間が労働時間となります。移動時間はBさん宅への移動に要用した時間であり、それ以外の「空き時間」については、その時間には労務に服する必要がなく、労働者に自由利用が保障されている限り、労働時間として取り扱う必要はありません（Aさん宅での介護サービス終了時刻からBさん宅での介護サービス開始時刻までの時間です）。				
ケースC	自宅からAさん宅へ直行 Aさん宅で介護サービス	労働時間	自宅へ直帰	
このケースでは、労働時間として取り扱う必要はありません。				

このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間、Bさん宅への移動時間及びBさん宅での介護サービス提供時間が労働時間となります。移動時間はBさん宅への移動に要した時間であり、それ以外の「空き時間」についても、その時間には労務に服する必要がなく、労働者に自由利用が保障されている限り、労働時間として取り扱う必要はありません（Aさん宅での介護サービス終了時刻からBさん宅での介護サービス開始時刻までの時間すべてを労働時間として取り扱う必要があります）。



このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間のみが労働時間となります。

訪問介護の業務に従事した時間に対して支払う賃金額と、移動時間に対して支払う会話料は、甲かってナリですか

訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準については、最低賃金額を下回らない範囲であれば、労使の話し合いによって決定することとする。^{支えあります}

当社A事業場では、過去3ヶ月間にわたり移動時間を把握した結果、特別の事情がない限り1回当たりの移動時間が15分を上回らないことが判明しました。そこで、A事業場においては、移動時間を15分と定め、移動1回当たり15分に相当する賃金を支払うことなし、15分を超えた場合には、超過した時間分の賃金を追加して支払うことを検討しているのですが、可能ですか

移動時間と労働時間を適切に管理することは使用者の責務であり、移動に要した時間と労働時間に基づき算定する必要がある。記録する場合は、このようにして把握し、賃金の支払うべき賃金が定額となることが基本となります。

待機時間の考え方

待機時間については、使用者が急な需要等に対応するため事業場等において待機を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されないと認められる場合には労働時間に該当します。

訪問介護事業においては、介護保険法(平成6年法律第123号)の施行以来事業場数が増加する中で、同事業に使用される労働者の多くが通常単独で利用者宅を訪問・介護に従事するため、使用者が労働者を直接に指揮・命令する権限が限られるなどの労務実態があること、また、事業開始後間もないため、労働基準法等労働条件に関する理解が必ずしも十分ではなく、事業場が少ないことなどから、賃金・労働時間等に係る法定労働条件が適正に確保されていない状況がみられるところである。このような状況を踏まえ、今般、訪問介護労働者に係る労働基準法等労働条件の適用について、下記のとおり取りまとめたところである。

については、監督指導時はもとより、関係行政機関と連携・協力の上、別途送付する周知用資料を活用して、関係事業者団体への周知、団体指導の実施等により、この内容を徹底し、訪問介護労働者の法定労働条件の確保に邁進なきを期されたい。

等義定1

(1) 本通達における訪問介護労働者の定義

本通達における訪問介護労働者は、訪問福祉士（以下「訪問介護職員等」という。）又は日本體連産業労働者（平成14年3月改訂）「中等の職業分類」に從事するものである。訪問介護の業務に従事する労働者は、訪問介護の業務に従事する労働者である。

（注）平成16年版「障害保険法に基づく訪問介護の業務規範」（以下「法」といいます。）第9条の労働者による訪問介護労働者の勤務については、（1）正社員、労働者であって、労働時間及び労働報酬における労働時間と同一である場合に、（2）訪問介護労働者の勤務形態。

2 訪問介護券制度の確立に關する議論

(1) 労働条件の明示
訪問介護事業においては、訪問介護労働者の雇入れ時に、労働条件の明示がなきないことやその明示内容が不十分であるなどにより、労働条件の内容に対する問題が生じている場合も認められるところであるが、労働条件の明示に当たっては、以下の事項に特に留意する必要があること。

ア 労働契約の期間

非典型的パートタイム・ハーフ等においては、労働日と次の労働日の間に相当の期間が生じることがあるが、当該期間も労働契約が継続していいるのかどうかを明示するにあたっては、労働条件の明示に当たっては、労働契約の期間の定めのある労働契約の場合にはその期間及び労働契約を更新する場合の明確に記載することにより明示する必要があること（法第15条第1項、労働契約法第15条第1項、労働契約法施行規則以下「規則」という）。第5条第1項第1号及び第2号、同条第3項）。

なる。労働契約を貿易する場合においては、その旨を明示する必要があること。

(2) 労働時間及びその種類ごとのこの表を示すことで足

認認められるべきであるが、時間と労働者の移動時間や業務報告書等の作成時間などについて、以下のアからエにかけ分離時間に該当する場合には、適正にそれを指揮する必要があること（法第32条）。

移動時間とは、当事場、集合場所、利用者宅への移動時間である。この時間が効率的でなければ、使用者が業務に従事するのに必要な時間と合わせて、使用者の業務時間は短くなる。したがって、移動時間は、業務時間の削減によって、使用者の業務効率を高めることにつながる。

年月日										
事業場名稱・所在地 使用者職氏名										
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり(年月日～年月日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 2 契約に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はない・その他() 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他の()									
就業の場所	従事すべき業務の内容									
	<p>【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期雇用が発生しない期間： I (高密度専門)・II (定年後の高齢者) I 特定期間業務の開始から完了までの期間(年) II 定年後引き続いている期間</p> <p>【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 特定有期業務() 開始日：() 完了日：()</p> <p>始業・終業の時刻・休憩時間、就業時間換算((1)～(5))のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項</p> <p>(1) 始業・終業の時刻等(時 分) 終業(時 分) 【以下のようないくつかの制度が労働者に適用される場合】 (2) 变形労働時間制等；() 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組合せによる。</p> <table border="1"> <tr> <td>始業(時 分)</td> <td>終業(時 分)</td> <td>(適用日) (適用日)</td> </tr> <tr> <td>始業(時 分)</td> <td>終業(時 分)</td> <td>(適用日) (適用日)</td> </tr> <tr> <td>始業(時 分)</td> <td>終業(時 分)</td> <td>(適用日) (適用日)</td> </tr> </table> <p>(3) フルタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。(ただし、ルシャンタイム(始業 時 分から 時 分、終業 時 分から 時 分) やタイム(始業 時 分から 時 分、終業 時 分から 時 分))</p> <p>(4) 事業場外のみなし労働時間制；始業(時 分) 終業(時 分) (5) 裁量労働制；始業(時 分) 分</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間() 分 3 所定期間外労働の有無 4 休日労働(有 (1回/月 時間、1か月 時間、1年 時間), 無)</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条 ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間(勤務日) 毎週() その他()</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条 1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→継続勤務 6か月以内の年次有給休暇(有・無) →か月経過で日 時間単位年休(有・無)</p> <p>休暇</p> <p>1 代替休暇(有・無) 2 その他の休暇() 3 その他無給()</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条 (次回に結び)</p>	始業(時 分)	終業(時 分)	(適用日) (適用日)	始業(時 分)	終業(時 分)	(適用日) (適用日)	始業(時 分)	終業(時 分)	(適用日) (適用日)
始業(時 分)	終業(時 分)	(適用日) (適用日)								
始業(時 分)	終業(時 分)	(適用日) (適用日)								
始業(時 分)	終業(時 分)	(適用日) (適用日)								

待機時間については、使用者が急に需要等に対応するため事業場等において待機を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されないといふ認められる場合には、労働時間に当たるものであること。

研修修了時間についてでは、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合は、労働時間であるとともに、研修を受講しないに対する就業規制が課せられること、また、研修を受講しないに参加しないことにより、本人の業務に具体的に支障が生じる場合は、労働時間とみなされると規定されています。

（注）賃金の算定期間は、原則として、労働時間に応じて算定するが、労働時間が100時間未満の場合は、原則として賃金の算定期間を1日とし、賃金は1日あたりの賃金額とする。

(註明義務の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に從事する時間の賃金水準については、最低賃金額を「同一の範囲で、労働の質が最も低い職種以上」とみなすのである。) 賃金額は、月によって定められた賃金(以下「時間給」といふ)の場合には、その金額を当該期間における所定労働時間数で除した該時間当たりの金額を時間によって定められた賃金(以下「時間給」といふ)の場合の場合は、その金額を当該期間における所定労働時間数で除した該時間当たりの金額(時間給)と、定められた最低賃金額(最低賃金額)と、

① 時間に応じて定められた賃金(以下「時間給」といふ)の場合には、その金額を当該期間における所定労働時間数で除した該時間当たりの金額(時間給)と、

② 日によって定められた賃金(以下「日賃」といふ)の場合には、その金額を当該期間における所定労働時間数で除した該時間当たりの金額(日賃)と、

比較する。ただし、時間給による割合である。) 最低賃金法第4条、最低賃金法施行規則第2条。

なお、労働者の受け取る賃金については、基本賃金(時間給)等についてのその他の職務手当等が月によって定められた賃金(以下「時間給」といふ)の場合には、基本賃金(時間給)等についてのその他の職務手当等が月によって定められた賃金(以下「時間給」といふ)と比較する。

額を、時間によって定められた最低賃金額(時間給)と比較すること。

詰問説明義務者は、利用者に移動手段を以て支給している旅費、交通費等は、一般的には労働の対象ではないから旅費等は認めらるべきである。

（問合せ）扶養範囲内においては、年次有給休暇について、短期間の契約期間が更新され6箇月以上に及んでいる場合であっても、例えは労働契約が終了する場合であっても、原則として基準日においては、年次有給休暇の付与条件である「雇用の存続期間」を満たすものとみなす。したがって、年次有給休暇の付与条件である「雇用の存続期間」を満たさない場合は、原則として基準日においては、年次有給休暇を付与しないこと。

また、就業規則については、當時労働者であつても「常時 10 人以上の労働者」に含まれないことがあります。したがって、例えば、雇入の日から算して 6箇月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、過去 6箇月間に就業規則の作成要件である「常時 10 人以上の労働者」には含まれないと見なすことができます（法第 89 条）。

（注）労働者名簿及び賃金台帳の調製及び保存の義務と並んで、各事業場ごとに労働者の就業時間等を適切に行なうため、各事業場ごとに労働者の氏名、届入の年月日、労働者の氏名、労働者台帳を調製し、労働者の氏名、賃金支給額等を記入する必要があることは、法第108条。

介護労働場への支援策のご案内

介護労働者の雇用管理について相談する

(公財)介護労働安定センターで、介護労働者の雇用管理についての相談をお聞きしています

- 相談内容：「待遇改善」、「キャリアパスの構築」、「効果的研修の実施」、「夜間勤務の改善」など

問い合わせ先：（公財）介護労働安定制センター各支部所
http://www.kaiigo-center.or.jp/shibusu/list.html

狂想曲の知識を獲得するには何をすべきか

事業場における適正な職場環境の形成に向け、労務管理や安全管理などについて説明会の開催や専門家の派遣による支援を無料で行います。

- 〈委託事業名稱〉 就業環境整備・改善支援事業

●実施内容：明会の講演会の開催支援

※労務管理等一般に美る内容であり、保護に特にしたるものではありません。
お問い合わせ先など詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

新業文援事務所
改善文稿整備

介護福祉機器の導入や雇用管理の整備制度を行う

- 介護労働者の身体的負担の軽減につながる機器導入、職員率の低下に取り組んだ場合

- 人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）
●雇用管理制度の導入・実施を通じて離職率の低下に取り組んだ場合

→ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html

卷之三

運動く高齢者を対象として職場環境を改善するため、身体機能の低下を補う設備・装置

- （補助金名稱）エイジフレンドリー補助金

- 対象事業者：中小企業事業者
- 補助金額：要した経費の1／2（上限100万円）

●補助対象：高年齢労働者そのための職場環境改善に要した経費（介護におけるリフト、スライディングシート等の活用など）

補助事業の詳しいところを見くなさい。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

この介護労働者を使用する事業場への支援策は厚生労働省HPをご覧ください。

厚生労働省 介護労働者の雇用

明な点（このページに関するものは除く。）は、最寄りの労働基準監督署

府県労働局労働基準部にお問い合わせください。

「この問題は、時間の流れへ

賃金	1	基本賃金	イ 月給(円)、ロ 日給(円)
		ハ 時間給(円)、ニ 出来高給(基本単価円)、ホ その他(円)、ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等	円、保障給円)
2	諸手当の額又は計算方法	イ 手当(手当)、ロ 手当(手当)、ハ 手当(手当)、三 所定時間外、休日又は深夜労働に対する割増賃金率	ノ 計算方法(ノ 計算方法、ノ 計算方法、ノ 計算方法)
3	イ 所定期間外、法定超過時間以内(%)、ロ 所定期間外、法定超過時間超(%)	所定期間超(%)	所定期間超(%)
4	ロ 休日 法定期休日(%)、法定外休日(%)	ハ 深夜(%)	ノ %
5	4 賃金締切日(%)、5 賃金支払日(%)	4 一毎月 日、5 一毎月 日	ノ 一毎月 日、ノ 一毎月 日
6	6 簿金の支払方法(%)	7 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無)	8 有(無)
7	8 昇給(有(時期、金額等)、9 賞与(有(時期、金額等)、10 退職金(有(時期、金額等)	9)、10)	9)、10)
8	1 定年制(有(歳)、2 繼続雇用制度(有(歳)まで)、3 自己都合退職の手続(退職する日以上前に届け出ること)	1 厚生年金(無)、2 健康保険(無)、3 厚生年金基金(無)	1)、2)、3)
9	4 解雇の事由及び手続	4)	4)
10	退職に関する事項	1)、2)、3)	1)、2)、3)
その他	○詳細は、就業規則第1条～第4条、第5条～第8条	・社会保険の加入状況(厚生年金、健康保険、厚生年金基金、その他)	・具体的に適用される就業規則名()
		・雇用保険の適用(有、無)	※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。
		・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口担当者職氏名	労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するもの)の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者がから申込みをすることにより、当該労働契約の期間の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したこととなります。
		・その他)